

退職金は支払うもの？

Q 退職金は必ず支給しなければならないのでしょうか？

A 退職金制度は法で義務付けられていないため、制度がなければ退職金を支払う必要はありません。

ただし、退職金制度を設置した場合、経営不振であっても必ず退職金を支払わなければならない、勝手に廃止することも出来ません。赤字続きで経営が厳しい状況など、正当な理由がないと変更・廃止は出来ないのです。廃止には従業員や労働組合の合意が必要となり、変更内容に合理性があれば就業規則で労働条件の変更を行います。

退職金制度を設けた場合、必ず以下の項目を就業規則または退職金規定などに定めなければなりません。

①支給される従業員の範囲②退職金の決定・計算方法および支払い方法③支払い時期などです。会社によってはほかにも条件を記載する必要があります。

退職金制度の目的として、賃金の後払い（従業員の足留め策）、功労報奨（長年の会社への貢献報奨）、福利厚生（老後の生活保障）などが考えられます。最近では退職金制度がない会社もありますが、人材確保の目的で設置している会社もあります。

制度の形態としては、勤続年数や給与などによって受取額があらかじめ決まっている「確定給付型」と、会社が掛金を用意して運用するため受取額が変動する「確定拠出型（確定拠出年金）」があります。「確定給付型」は資金が不足した場合は会社が補填する必要があります。

「確定拠出型（企業型）」は、掛金が不足することはありませんが、受取額が不確定なので従業員は不安になるかもしれません。ほかにも「中小企業退職金共済制度」などがあります。

会社にも従業員にも大きく影響する制度です。慎重に検討をしてください。